

令和3年度 久留米市公共工事の発注方針及び入札手続きの運用

公共工事の発注方針

公共工事は、市民生活の基盤を整備するもので、社会生活上重要な意義を有していることから、市には、良質な成果品を現在及び将来の市民のために確保する責務があります。このため、調達にあたっては、公正・公平を堅持しつつ競争性を確保し、適切な価格での契約に努めることとします。

一方、建設業は地域の雇用を確保し、災害時の緊急対応等に大きな役割を果たしていることから、今後も地域の建設業が持続的に発展できるよう、地元業者の受注機会の確保に努めることとします。

なお、災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、緊急性に応じて随意契約又は指名競争入札等適切な入札及び契約の方法を選択します。

入札手続きの運用

上記の方針に沿って、以下のような入札手続きを行います。

1 品質の確保

- (1) 入札参加条件や総合評価等において、工事成績評定点を有効活用し、工事品質の確保に対する動機付けを図ります。

〔発注者別評価点及び総合評価落札方式での加点、工事成績が平均以上であることを条件とする工事成績条件付き一般競争入札などに取り組んでいます。〕

- (2) 下請負業者や技能労働者への不当なしわ寄せがなされないように、全ての工事に最低制限価格又は低入札調査基準価格を設定します。なお、設定基準は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠します。
- (3) 最新の労務単価を適用した適切な予定価格の設定、契約後の資材や労務費の変動に対応したスライド条項の適切な運用など、適正な価格での契約に努めます。
- (4) 受注者が円滑な工事施工体制を確保できるよう、適切な工期の設定、余裕期間の確保及び施工時期等の平準化等に努めます。
- (5) 予定価格5千万円以上の工事の入札は、原則として企業の技術力や工事の配置予定技術者の能力等を評価することにより、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているか評価する総合評価落札方式によります。
- (6) 専門性に配慮し、原則として希望順位1位の業種のみ入札参加できることとします。
〔本市では、名簿登録時に入札参加希望業種を3位まで登録していただくこととしておりますが、業者の専門性や受注機会の拡大に配慮し、1位希望業種のみ入札参加できる運用を基本としています。〕
- (7) 地下推進工事を含む工事については、推進工事技士を専任で配置することを条件とします。

- (8) 共同企業体に発注する場合には、全ての構成企業が特定建設業許可業者であることを条件とします。
- (9) 建設業法の改正により工事現場の技術者に関する規制が合理化されたことに伴い、本市においても、要件を満たす場合には、監理技術者の専任を緩和します。

2 公正性の確保

- (1) 予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格は入札前に公表します。
- (2) 予定価格 8 千万円以上の工事については、原則として特定建設業許可業者であることを入札参加条件とします。ただし、下請負金額の総額が明らかに 4 千万円（建築一式工事の場合 6 千万円）を超えない場合には、この限りでないものとします。
- (3) 災害時においては、その緊急性に応じて随意契約又は指名競争入札等の契約方法を、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ選択します。

3 競争性の確保

- (1) 業者の格付は、品質の確保を目的としながら、適切かつ公平な競争性を確保できるよう設定・運用します。
- (2) 予定価格 1 千万円以上の工事は、品質の確保や地場企業の育成に配慮しながら、競争性の確保に十分な数の事業者が入札に参加できるよう入札参加条件を設定したうえで、原則として、一般競争入札により実施します。
- (3) 予定価格 1 千万円未満の工事では、原則、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に定める入札参加定数+3以上の業者を指名します。なお、近年、入札不調が増加傾向にあることに鑑み、必要に応じて指名業者数の拡大を検討します。

4 地元業者の受注機会の確保

- (1) 工事の金額及び難易度等を勘案し、市内業者（市内に主たる営業所を有する者）が受注可能な工事は、原則として市内業者に発注します。また、市外業者に発注する場合には、市内業者の技術力向上等に配慮し、共同企業体での発注を検討します。
- (2) コスト縮減や適切な履行確保の要請を踏まえながら、分離・分割発注に努めます。
- (3) 総合評価落札方式において、下請発注及び資材調達において市内業者を活用する事業者を適切に評価します。